

発議第9号

山小屋において使用する軽油にかかる軽油引取税の課税免除を求める意見書

標記について、会議規則第14条の規定に基づき提出する。

平成19年6月21日提出

提出者 高山市議会議員 車戸明良

賛成者 高山市議会議員 大木 稔  
杉本 健三  
伊 嵩 明博  
小井戸 真人  
谷 澤 政司  
藤 江 久子  
村 瀬 祐治  
松 葉 晴彦  
水 口 武彦  
松 山 篤夫  
牛 丸 博和  
倉 田 博之  
丸 山 肇  
中 箴 博之

## 山小屋において使用する軽油にかかる軽油引取税の課税免除を求める意見書

山小屋における照明、し尿処理、洗濯等に必要となる電力供給については、そのほとんどが軽油を燃料とするディーゼル発電機による自家発電に依存しており、発電には多量の軽油を使用しています。

軽油の引取りについては、地方税法第700条に基づき道路整備等の費用に充てるための目的税として軽油引取税が課税されていますが、道路整備と直接関係のない用途で法令に列挙された用途に軽油を使用する場合には、政策的配慮の観点から知事の承認により課税免除されることになっています。

身近なところでは、ゴルフ場における芝刈機やスキー場における圧雪車等に使用される軽油については軽油引取税が課税免除となっているのに対し、山小屋におけるディーゼル発電機に使用される軽油については課税免除となっていないため、同様の取扱いが求められています。

したがって、国におかれては、このような状況を踏まえ、現在課税免除となっている用途との均衡に考慮され、山小屋におけるディーゼル発電機用の軽油についても軽油引取税を課税免除とするよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月21日

高山市議会